

## 町田市指導監査基準（介護予防認知症対応型通所介護）

## ○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝ 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第54号）

「解釈通知」＝ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

「留意事項」＝ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第1 基本方針	<p><b>1 基本方針</b></p> <p>指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p>&lt;単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護&gt;</p>	市条例第4条	C
第2 人員及び施設に関する基準	<p><b>1 従業者の員数</b></p> <p>（1）単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業者が、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 生活相談員</p> <p>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をい</p>	市条例第5条第1項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>う。以下同じ。)の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>イ 看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>ウ 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(2) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、(1)の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させているか。</p> <p>(3) (1)イの規定にかかわらず、看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月町田市条例第53号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護((1)に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下1従業者の員数において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員を12人以下としているか。</p> <p>(5) (1)ウの機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>市条例第5条第2項</p> <p>市条例第5条第3項</p> <p>市条例第5条第4項</p> <p>市条例第5条第5項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(6) (1) の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。</p> <p>(7) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1) から (6) に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><b>2 管理者</b></p> <p>(1) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(2) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているものであるか。</p> <p><b>3 設備及び備品等</b></p> <p>(1) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1) に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところになっているか。</p> <p>a 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。</p> <p>b 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること。</p>	<p>市条例第5条第6項</p> <p>市条例第5条第7項</p> <p>市条例第6条第1項</p> <p>市条例第6条第2項 地域密着研修通知1(1)</p> <p>市条例第7条第1項</p> <p>市条例第7条第2項</p> <p>市条例第7条第3項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) (1) に規定する設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (3) ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が(1)に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出ているか。</p> <p>(5) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>&lt;共用型指定介護予防認知症対応型通所介護&gt;</p> <p><b>1 従業者の員数</b></p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上となっているか。</p> <p>(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><b>2 利用定員等</b></p>	<p>市条例第7条第4項</p> <p>市条例第7条第5項</p> <p>市条例第8条第1項</p> <p>市条例第8条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下としているか。</p>	市条例第9条第1項	C
	<p>(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者であるか。</p>	市条例第9条第2項	C
	<p><b>3 管理者</b></p> <p>(1) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	市条例第10条第1項	C
	<p>(2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているものか。</p>	市条例第10条第2項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
<b>第3 運営に関する基準</b>	<p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。</p> <p>① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2)の①②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	<p>市条例第11条第1項</p> <p>市条例第11条第2項</p> <p>市条例第11条第3項</p> <p>市条例第11条第4項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>① (2)の①②に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(5)(4)に規定する承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p><b>2 提供拒否の禁止</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではないか。</p> <p><b>3 サービス提供困難時の対応</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p><b>4 受給資格等の確認</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要支援認定の有無並びに要支援認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めているか。</p> <p><b>5 要支援認定の申請に係る援助</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第11条第5項</p> <p>市条例第12条</p> <p>市条例第13条</p> <p>市条例第14条第1項</p> <p>市条例第14条第2項</p> <p>市条例第15条第1項</p> <p>市条例第15条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p><b>6 心身の状況の把握</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p><b>7 介護予防支援事業者等との連携</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p><b>8 地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p><b>9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第85条の2第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しているか。</p>	<p>市条例第16条</p> <p>市条例第17条第1項</p> <p>市条例第17条第2項</p> <p>市条例第18条</p> <p>市条例第19条</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>



項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p><b>10 介護予防サービス計画等の変更の援助</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p><b>11 サービスの提供の記録</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p><b>12 利用料等の受領</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>ア 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内に</p>	<p>市条例第20条</p> <p>市条例第21条第1項</p> <p>市条例第21条第2項</p> <p>市条例第22条第1項</p> <p>市条例第22条第2項</p> <p>市条例第22条第3項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ おむつ代</p> <p>オ アからエに掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(4) (3) ウに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p><b>13 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p><b>14 利用者に関する市への通知</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次のアイのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>ア 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p><b>15 緊急時等の対応</b></p> <p>介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p><b>16 管理者の責務</b></p>	<p>市条例第 22 条第 4 項</p> <p>市条例第 22 条第 5 項</p> <p>市条例第 23 条</p> <p>市条例第 24 条</p> <p>市条例第 25 条</p> <p>市条例第 26 条第 1 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者に第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p><b>17 運営規程</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 営業日及び営業時間</li> <li>④ 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員</li> <li>⑤ 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑥ 通常の実業の実施地域</li> <li>⑦ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p><b>18 勤務体制の確保等</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を</p>	<p>市条例第26条第2項</p> <p>市条例第27条</p> <p>市条例第28条第1項</p> <p>市条例第28条第2項</p> <p>市条例第28条第3項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p><b>19 業務継続計画の策定等</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p><b>20 定員の遵守</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p><b>21 非常災害対策</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>市条例第 28 条第 4 項</p> <p>市条例第 28 条の 2 第 1 項</p> <p>市条例第 28 条の 2 第 2 項</p> <p>市条例第 28 条の 2 第 3 項</p> <p>市条例第 29 条</p> <p>市条例第 30 条第 1 項</p> <p>市条例第 30 条第 2 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p><b>22 衛生管理等</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p><b>23 掲示</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p> <p><b>24 秘密保持等</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>市条例第31条第1項</p> <p>市条例第31条第2項</p> <p>市条例第32条第1項</p> <p>市条例第32条第2項</p> <p>市条例第33条第1項</p> <p>市条例第33条第2項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p><b>25 広告</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはいないか。</p> <p><b>26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p> <p><b>27 苦情処理</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。</p> <p>(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第</p>	<p>市条例第33条第3項</p> <p>市条例第34条</p> <p>市条例第35条</p> <p>市条例第36条第1項</p> <p>市条例第36条第2項</p> <p>市条例第36条第3項</p> <p>市条例第36条第4項</p> <p>市条例第36条第5項</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p><b>28 事故発生時の対応</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、市条例第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じているか。</p> <p><b>29 虐待の防止</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか</p> <p>① 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>市条例第36条第6項</p> <p>市条例第37条第1項</p> <p>市条例第37条第2項</p> <p>市条例第37条第3項</p> <p>市条例第37条第4項</p> <p>市条例第37条の2</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p><b>30 会計の区分</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p><b>31 地域との連携等</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族等の同意を得なければならない。）（以下（1）において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めているか。</p> <p><b>32 記録の整備</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>市条例第38条</p> <p>市条例第39条第1項</p> <p>市条例第39条第2項</p> <p>市条例第39条第3項</p> <p>市条例第39条第4項</p> <p>市条例第39条第5項</p> <p>市条例第40条第1項</p> <p>市条例第40条第2項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>



項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p><b>第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</b></p>	<p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 介護予防認知症対応型通所介護計画  ② 市条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  ③ 市条例第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  ④ 市条例第24条の規定による市への通知に係る記録  ⑤ 市条例第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録  ⑥ 市条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ⑦ 市条例第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><b>1 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。</p> <p>(5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。</p> <p><b>2 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、市条例第4条に規定する基本方針及び市条例第41条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>市条例第41条第1項</p> <p>市条例第41条第2項</p> <p>市条例第41条第3項</p> <p>市条例第41条第4項</p> <p>市条例第41条第5項</p> <p>市条例第42条</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ア 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況（次のイにおいて「利用者状況」という。）の的確な把握を行っているか。</p> <p>イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、利用者状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成しているか。</p> <p>ウ 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>エ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>オ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>カ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。</p> <p>キ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。</p> <p>ク 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p> <p>ケ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>コ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>サ コの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>シ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行っているか。</p> <p>ス 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下たまで「モニタリング」という。）を行っているか。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 5 変 更 の 届 出 等	<p>セ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。</p> <p>ソ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っているか。</p> <p>タ アからセまでの規定は、スに規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用しているか。</p> <p><b>1 変更の届出等</b></p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の15第1項</p> <p>法第115条の15第2項</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
第 6 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p><b>1 基本的事項</b></p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業に要する費用の額は、報酬告示の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、市長に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、報酬告示の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p><b>2 基本報酬の算定</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態の区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うの</p>	<p>法第54条の2第2項第2号 報酬告示一</p> <p>報酬告示二</p> <p>報酬告示三</p> <p>報酬告示別表1注1 留意事項第2の4(14)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>に要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める施設基準】</b>  イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）  (1) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）  ① 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所であること。  ② 指定地域密着型介護予防サービス基準第5条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。  (2) 介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）  ① 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所であること。  ② 指定地域密着型介護予防サービス基準第5条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。  ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）  ① 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所であること。  ② 指定地域密着型介護予防サービス基準第8条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準】</b>  定員超過利用・人員基準欠如に該当していること。</p> <p><b>3 高齢者虐待防止措置未実施減算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準】</b>  指定地域密着型介護予防サービス基準第37条の2に規定する基準に適合していること。  （虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催している、虐待の防止のための指針を整備している、虐待の防止のための定期的な研修を実施している、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いている。）</p> <p><b>4 業務継続計画未策定減算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第96号  「厚生労働大臣が定める施設基準」  八十四</p> <p>平成12年厚生省告示第27号「通所介護費等の算定方法」二十</p> <p>報酬告示別表1注2  留意事項第2の4(2)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号  「厚生労働大臣が定める基準」百二十一号の三の四</p> <p>報酬告示別表1注3  留意事項第2の4(3)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】 指定地域密着型サービス基準第37条、37条の3又は第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 (業務継続計画を策定している。)</p> <p><b>5 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、2の施設基準に掲げる区分に従い、所要時間4時間以上5時間未満の場合の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者</p> <p><b>5の2 感染症又は災害発生を理由とする利用者数減少が生じた場合の取扱い</b></p> <p>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。</p> <p><b>6 8時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</b></p> <p>日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定介護予防認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」百二十一号の三の五</p> <p>報酬告示別表1注4 留意事項第2の4(4)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第94号 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」八十九</p> <p>報酬告示別表1注5 留意事項第2の4(5)</p> <p>報酬告示別表1注6 留意事項第2の4(6)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ア 9時間以上10時間未満の場合 50単位            イ 10時間以上11時間未満の場合 100単位            ウ 11時間以上12時間未満の場合 150単位            エ 12時間以上13時間未満の場合 200単位            オ 13時間以上14時間未満の場合 250単位</p> <p><b>6の2 通常の実施地域を超えてサービス提供を行った場合の取り扱い</b></p> <p>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>7 入浴介助加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)入浴介助加算(Ⅰ) 40単位            (2)入浴介助加算(Ⅱ) 55単位</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準】</b></p> <p>イ 入浴介助加算(Ⅰ)            次のいずれにも適合すること。            ① 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。            ② 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</p> <p>ロ 入浴介助加算(Ⅱ)            次のいずれにも適合すること。            ① イに掲げる基準に適合すること。            ② 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下ロにおいて「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価しかつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸</p>	<p>報酬告示別表1注7 留意事項第2の4(7)</p> <p>報酬告示別表1注8 留意事項第2の4(11)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」十四号の五</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えない。</p> <p>③ 指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。</p> <p>④ ③の入浴計画に基づき、個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。</p> <p><b>8 生活機能向上連携加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位数を所定単位数に算定しているか。</p> <p>(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位  (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準】</b>  イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)  次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>	<p>報酬告示別表1注9 留意事項第2の4(8)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」百二十一の三</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ イの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ イの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p><b>9 個別機能訓練加算</b></p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置しているものとして市長に届け出た指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(Ⅰ)として、1日につき27単位を所定単位数に加算しているか。また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>10 若年性認知症利用者受入加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>報酬告示別表1注10 留意事項第2の4(9)</p> <p>報酬告示別表1注11 留意事項第2の4(12)</p>	<p>C</p> <p>C</p>



項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p><b>【厚生労働大臣が定める基準】</b> 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p><b>11 栄養アセスメント加算</b></p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この項目において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ④ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める基準】</b> 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p><b>11の2 栄養改善加算</b></p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」十八</p> <p>報酬告示別表1注12 留意事項第2の4(13)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」十八の二 平成12年厚生労働省告示第27号 「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」</p> <p>報酬告示別表1注13 留意事項第2の4(14)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</li> <li>② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</li> <li>③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</li> <li>④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</li> <li>⑤ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であること。</li> </ol> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p><b>11の3 口腔・栄養スクリーニング加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</li> <li>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</li> </ol> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</li> <li>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員提供していること。</li> </ol>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」十九</p> <p>報酬告示別表1注14 留意事項第2の4(15)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」十九の二</p>	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>a 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>b 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>⑤ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)</p> <p>① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>a イ①及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p>b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>a イ②及び③に掲げる基準に適合すること。</p> <p>b 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>c 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>d 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p><b>12 口腔機能向上加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位 (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める基準】</b></p> <p>イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 ⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ①から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p><b>13 科学的介護推進体制加算</b></p> <p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>報酬告示別表1注15 留意事項第2の4(16)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」百二十一の四</p> <p>報酬告示別表1注16 留意事項第2の4(17)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>① 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>② 必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p><b>14 短期入所系サービスを利用した場合の取扱い</b></p> <p>利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防認知症対応型通所介護費は算定していないか。</p> <p><b>15 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合の減算</b></p> <p>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所若しくは共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p><b>16 送迎を行わない場合の減算</b></p> <p>利用者に対して、その居宅と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p><b>17 サービス提供体制強化加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① サービス提供体制強化加算（I） 22単位</p>	<p>報酬告示別表1注17</p> <p>報酬告示別表1注18 留意事項第2の4(18)</p> <p>報酬告示別表1注19 留意事項第2の4(19)</p> <p>報酬告示別表1ハ注 留意事項第2の4(20)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること a 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 b 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所または共用型介護予防指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 次のいずれかに適合すること a 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 b 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定介護予防認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数(共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を直接提供する職員の総数を含む。)のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」百二十二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p><b>18 介護職員等処遇改善加算</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数</p> <p>② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数</p>	<p>報酬告示別表1ニ注1 留意事項第2の4(22)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号 「厚生労働大臣が定める基準」百二十三</p>	C